

芝地区総合支所区民課

住居表示の再整備について

1 必要性及び時期

「品川駅北周辺地区土地区画整理事業」及び「泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業」により、新たなまちづくりが進められています。線路の移設、道路の廃止・新設、公園等が整備されることにより、区域の形状が変わります。これまで線路や道路等により定められていた町境が不明確になり、「港区住居表示の実施基準」に適合しない地域が生じることから、住居表示を再整備する必要があります。

土地区画整理事業の区域の場合、通常、換地処分の際に住居表示を再整備しています(本件の換地処分は令和8～9年を予定)が、今回の事例では、来年春に高輪ゲートウェイ駅が暫定開業し、令和6年には街びらきが予定されています。さらに、対象区域が広域であるため、警察、消防等の各行政機関の業務に影響があるほか、総合支所の管轄区域や小・中学校の通学区域等についての検討も必要となることから、早期に住居表示を再整備することが必要となります。

このようなことから、区民生活や商業活動等の社会活動が円滑に行われるよう、令和2年3月に住居表示の再整備を実施します。

2 住居表示の再整備の考え方

(1) 港区住居表示の実施基準

国は、土地の番号である「地番」を用いた住所の混乱や不便を解消し、住居の表示を分かりやすくするため、住居番号による合理的な制度を規定した「住居表示に関する法律」を制定し、この法律に基づき、具体的な実施基準を定めています。

区では、国の基準に準じた「港区住居表示の実施基準」(以下「実施基準」といいます。)を定め、これまで住居表示の実施及び再整備を行ってきました。今回も、この実施基準に基づき住居表示の再整備を行います。

実施基準(一部抜粋)

ア 町の区域の合理化

(ア) 町の境界は、道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線であることが適当であること。

(イ) 町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。

(ウ) 町の規模は、当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数が多いが多くなったり、少なくなったりしないように定められていること。

イ 町の名称の定め方

従来の町の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択すること。

(2) 留意点

今回の住居表示の再整備に当たって、次の点に留意しました。

ア 現行の住居表示のもとで社会活動を行っている区民や事業者等への影響をなるべく避けるため、住居表示の再整備は、分かりやすく合理的に必要な限度で行います。

イ 対象区域内では、これまでの車両基地から住宅・商業地域へと大きく利用転換がなされることから、このような地域の特性とその将来を見据えるとともに、周辺地域とのつながりを踏まえて住居表示の再整備を行います。

3 町の区域の変更について

実施基準及び留意点を踏まえ、別紙のとおり、三田三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、芝浦四丁目、港南一丁目及び港南二丁目の町区域の一部について、それぞれ変更します。住居表示の再整備の考え方の各項目における変更内容は次のとおりです。

項目		変更内容
実施基準	町の境界 道路、線路等の恒久的な施設等により定めること。	周辺で新たに整備される線路や道路（恒久的な施設）の側線に沿って町の境界を定め、境界を明確にしています。
	町の形状 複雑にいきくんだり、飛び地が生じたりせず、簡明な境界線で区画された一団を形成していること。	三田三丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目の各町を新たな線路の側線まで拡張し、各町の形状が線路による分断状態にならず、一団を形成しています。
	町の規模 他の町と比較して街区があまり多くなったり少なくなったりしないこと。	区内の他の町の規模と比較しても極端な偏りが生じないようにしています。
	町の名称 歴史、伝統、文化等の上で由緒があり、親しみ深く語調のよいものであること。	現在の町名は、住居表示実施時に定めており、広く定着していることから、町の名称は既存の町名を選択しています。
留意点	現行の住居表示のもとで社会活動を行っている区民や事業者等への影響をなるべく避けるため、わかりやすく合理的に必要な限度とすること。	現在社会活動が行われている区域の住居表示の再整備は必要な限度に留めています。また、町の形状は一団とし、現在の形状に近いものになっています。
	地域の特性とその将来を見据えるとともに、周辺地域とのつながりを踏まえること。	新たに住宅・商業地域となる区域を、複数の区域に分けて隣接する町の一部とすることで、地域全体が周辺の町と一体的につながり様々な交流ができる環境とすることで、新たな居住者等と周辺地域の住民等との連携や地域の活性化につながることを期待されます。

4 検討経過

住居表示の再整備に当たっては、高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり推進本部（以下「推進本部」といいます。）において町区域の変更案を検討し、学識経験者や関係行政機関の職員、関係地域の町会、自治会等の代表者等で構成される港区住居表示協議会での協議、区民等意見募集及び区民等説明会の結果を踏まえ、推進本部において本案を決定しました。

(1) 港区住居表示協議会委員構成

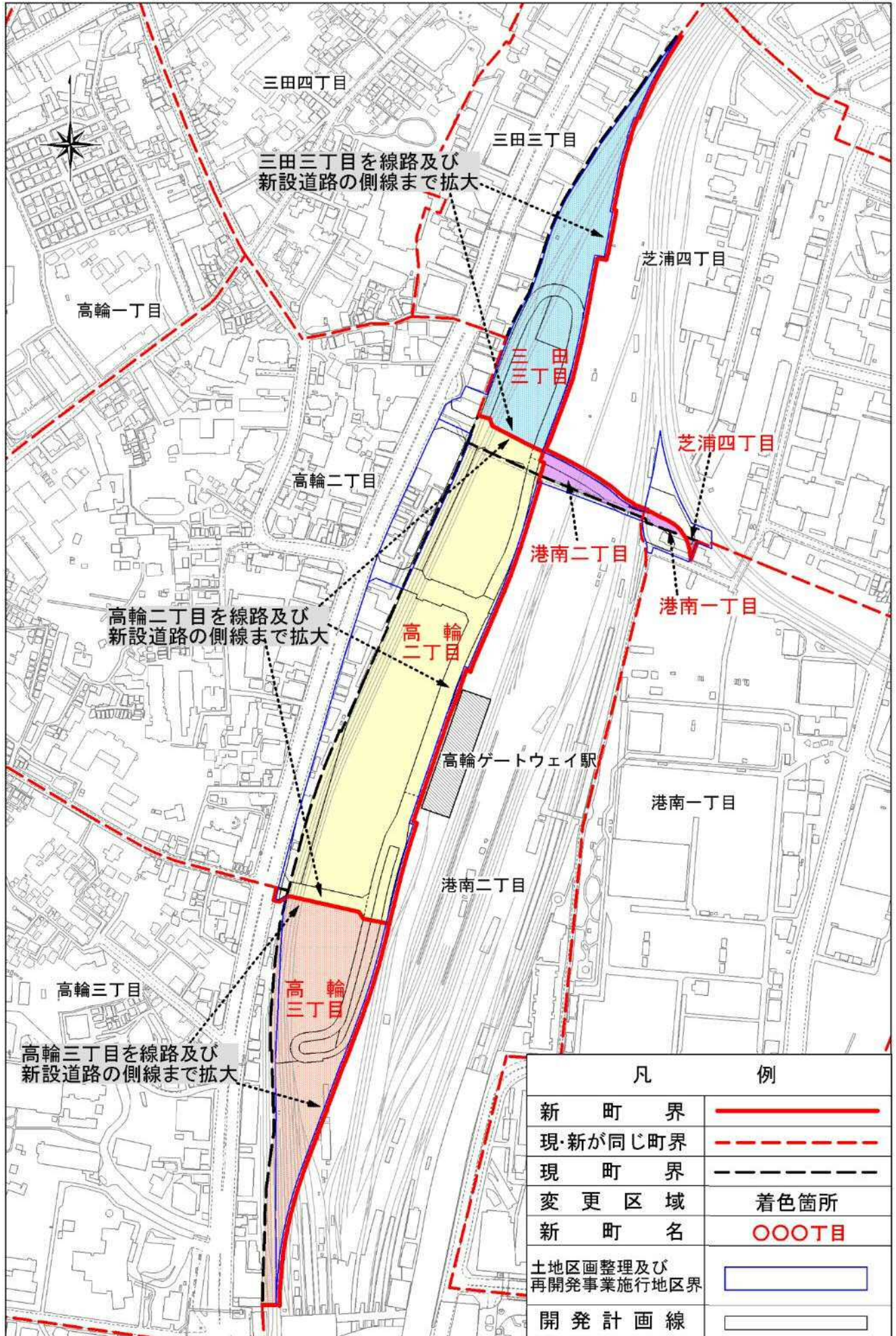
学識経験者 3名
区行政委員 2名
関係行政機関、公共的団体等の職員等 9名
関係地域の町会、自治会等の代表者 10名
区の職員 3名

(2) 港区住居表示協議会及び区民等の意見募集実施状況

平成31年3月25日（月）	平成30年度第1回港区住居表示協議会 （住居表示の再整備概要）
令和元年6月7日（金）	令和元年度第1回港区住居表示協議会 （町区域等に関する協議）
7月12日（金）	令和元年度第2回港区住居表示協議会 （町区域等に関する協議、区民等意見募集に関する協議）
8月1日～9月2日	区民等意見募集実施
8月下旬	区民等説明会開催（全5回）
10月16日（水）	令和元年度第3回港区住居表示協議会 （町区域等に関する協議）

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年1月	町区域変更及び街区変更告示 関係人（行政機関等）への通知
2月	広報みなと、区ホームページ等による周知
3月	町区域の変更実施



0 50 250 500m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基交著第64号